

## 認証プロセスの概要(付属)

### 第1段階審査

SGSは申請書を受領した後、マネジメントシステム文書および対象となる登録範囲の適切性を確認する審査を行います。この審査は、規格への適合性を評価するとともに、審査チームが第2段階審査にて使用する書類の準備を行うためのものとなります。

この審査は、必要に応じてオンサイト、もしくはオフサイトにて実施します。いずれの場合も、第2段階審査に向けて速やかな処置がはかれるよう、特定された所見をまとめた第1段階審査報告書が作成、提出されます。第2段階審査の審査計画書は、第1段階審査にて提示されます。

### 第2段階審査－評価プロセス:オンサイト審査

通常、第2段階審査は、第1段階審査における所見に対する処置を行うための時間を考慮し、第1段階審査終了後適切な期間を置いて実施されます。第2段階審査の実施時期は受審組織の希望によりますが、第1段階審査との間隔が開きすぎることは推奨いたしません。適切な日程にて審査をスケジュールすることは、大変重要な要素となります。オンサイト審査では、適用規格及び文書化されたシステムへの適合性を評価します。

客観的証拠のサンプリングに基づく検証において、受審組織はマネジメントシステムの効果的な運用やプロセスの管理、また、設定された目標の達成に向けた進捗状況を示すことが可能です。

SGSでは、プロセスの有効性やマネジメントシステムにおける目標の達成につながる審査を目指しています。

審査の終了に際して、審査員は「クロージングミーティング」を行います。審査員はクロージングミーティングにて、指摘事項の説明を行うとともに、審査登録の推薦可否にかかわる結論を提示します。

この推薦は、審査中に特定された指摘事項のレベルを反映しています。

#### 審査における指摘事項:

メジャー不適合(通常、システム上の重大な欠落を示す証拠に基づき提起される)が特定された場合、是正処置が講じられ、その有効性が確認されるまで認証の決定は保留とされます。

マイナー不適合(通常、運用上の不整合や手順への不適合を特定する)は、審査登録の推薦を妨げるものではありませんが、登録の推薦を行うにあたり、是正計画がSGSに提出され、その適切性が検証される必要があります。是正処置の実施は、通常、次回の維持審査にて検証されます。

観察事項は、継続的改善の機会または優れた取組みが特定された場合に提起されます。

#### 報告書/審査登録証の発行:

第2段階審査の終了後、審査員が審査を詳述する報告書を作成し、その報告書は、SGSにおける認証のサイン権限を持つ要員によってレビュー、承認がなされます。認証の決定が確定すると、最終報告書と共に審査登録証を発行します。

### 継続的な検証:維持審査

審査登録証は、組織のシステムが適切に維持されている限り有効となります。継続的な検証(維持審査)は、マネジメントシステムが、事前の取り決めや適用規格の要求事項に従って継続的に運用されていることを検証するため、6ヶ月または1年に1回のいずれかで実施します。

初回登録後の第1回維持審査は、第2段階審査の終了日から12ヶ月以内に実施しなければなりません。維持審査の期間(頻度)は、組織の規模や活動内容および登録範囲の特性にも配慮の上、見積の段階で合意されます。特定の要素については、毎回レビューの対象となります。SGSは、組織における改善を支援するために、適合性において問題のある領域の特定に共に努めます。審査計画書は合意された審査日に先立って、組織に提示されます。